

## 甲府市観光事業者等衛生対策補助金交付要綱

令和2年5月29日

産第2号

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、衛生対策を実施した観光客に直接サービスを提供する観光事業者等（以下「事業者」という。）の事業継続を支援するため、甲府市観光事業者等衛生対策補助金（以下「補助金」という。）の交付について、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小売業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）（以下「産業分類」という。）の大分類Ⅰの「小売業」をいう。
- (2) 飲食店 産業分類の中分類76の「飲食店」をいう。
- (3) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者をいう。

(補助対象事業者)

第3 補助金の交付の対象者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たす事業者とする。

- (1) 市内に事業所等を有する事業者で、次のアからエまでのいずれかの事業を営む者であること。

ア 宿泊業（ホテル・旅館等）

旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条に基づく許可を受け、市内でホテル、旅館及び簡易宿所を営む者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条に基づく届出を行い、市内で住宅宿泊事業を営む者。ただし、研修施設の形態で営業を行っている者及び山梨県又は甲府市の指定管理者として施設を運営している者は除く。

イ 交通事業

(ア) 路線バス・高速バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「道路運送法」という。）第3条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業のうち、同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行を行っている路線バス又は高速バスの事業者であること。

(イ) タクシー事業者等

道路運送法第3条第1項における一般旅客自動車運送事業のうち、(ア)以外の事業者であること。ただし、福祉輸送限定の事業者を除く。

ウ 小売業（中小企業に限る。）

観光客を対象とした小売業を営んでいる事業者であること。ただし、宿泊施設内において店舗を営む宿泊業者及び山梨県又は甲府市の指定管理者として施設を運営している者は除く。

エ 飲食業（中小企業に限る。）

観光客を対象とした飲食店を営んでいる事業者であること。ただし、宿泊施設内において店舗を営む宿泊業者及び山梨県又は甲府市の指定管理者として施設を運営している者は除く。

(2) 営業に関して必要な許認可等を取得していること。

(3) 申請時において開業しており、引き続き、1年以上営業する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業者は対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者

(2) 代表者又は役員等が甲府市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月条例第 2 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等である者

(3) 甲府市事業継続家賃補助事業補助金の交付を受ける者

(4) 令和 2 年 1 月 31 日納期以前の市税を滞納している者

（補助対象経費）

第 4 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までに支出した新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に必要物品の調達に要した経費で、別表第 1 に掲げるものとする。

2 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

（補助金の額等）

第 5 補助金の額は、補助対象経費の 5 分の 4(その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、その上限額は、別表第 2 に掲げるものとする。

2 補助対象事業者が、申請時に国、山梨県等から同様の補助金の交付を受けている場合は、補助対象経費からその額を控除するものとする。

（補助金の受付期間）

第 6 補助金の受付期間は、令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 1 月 29 日までとする。

（補助金の交付申請及び請求）

第 7 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲府市観光事業者等衛生対策補助金交付申請書兼請求書（第 1-1 号様式：宿泊業用、第 1-2 号様式：交通事業用、第 1-3 号様式：小売業・飲食業用のいずれか）に、次に掲げる書類を添付した上で、原則として郵送により申請するものとする。

(1) 営業許可証等の写し

ア 宿泊業

営業許可証等（住宅宿泊事業については、届出を行っていることが確認できる書類）の写し及び客室数が確認できる書類の写し

イ 交通事業

許認可証等の写し及び旅客自動車運送事業経営（更新）許可申請の事業計画（市内に事業所を有することが確認できる部分及び路線バス・高速バス事業者にとっては高速バスの路線が確認できる部分、それ以外の事業者にとっては市内の事業所に配置された車両の台数が確認できる部分）の写し

ウ 小売業

営業許可証等（販売の許可・免許等、確定申告書若しくは開業届等）の写し

エ 飲食業

営業許可証の写し

(2)補助金の振込先が確認できる通帳等の写し

(3)誓約書

2 申請は、1事業所（店舗・施設等）につき1回限りとする。ただし、交通事業者である場合は、事業所の数に関わらず申請は1回限りとする。

（補助金の交付決定及び交付）

第8 市長は、第7の申請（請求）があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、甲府市観光事業者等衛生対策補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第9 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じるものとする。

(1)虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)甲府市事業継続家賃補助事業補助金の交付を受けたとき。

(3)法令又はこの要綱に違反したとき。

(4)その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（検査等）

第10 市長は、本事業に係る予算の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた者に対して、報告又は関係書類等の提出を求め、帳簿、書類、その他物件等を検査することができる。

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第4関係）

経費区分	対象経費
消耗品・備品購入費	消毒液、石鹼、除菌シート、マスク、フェイスシールド、手袋、飛沫防止用ビニール、アクリル板、体温計、空気清浄機・空間除菌機（衛生機材）等
借上料・手数料	衛生機材等のレンタル・リース料、設置手数料、消毒作業手数料等

別表第2（第5関係）

区分（大分類）	区分（小分類）	事業規模	補助上限額
ア 宿泊業	旅館業法に基づく許可を受けた施設	客室数 41 室以上	500,000 円
		客室数 40 室まで	客室数×10,000 円
	住宅宿泊事業法に基づく届出を行っている施設		客室数×5,000 円
イ 交通事業	（ア）一般旅客自動車運送事業者 （路線定期運行を行う高速バス及び路線バス事業者）		200,000 円 （甲府駅で乗降する高速バス1路線あたり50,000円を加算したときの補助上限額500,000円）
		市内の事業所の配置車両 21 台以上	100,000 円
		市内の事業所の配置車両 20 台まで	50,000 円
ウ 小売業			50,000 円
エ 飲食業			50,000 円